

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の概要

【2023（令和5）年6月16日公布】 ※施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日とする



参考資料3

背景

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している。

目的

認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らすことができるよう、国、地方公共団体等の責務を明らかにして**認知症策を総合的かつ計画的に推進**し、認知症の人を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会（**共生社会**）の実現を図る。

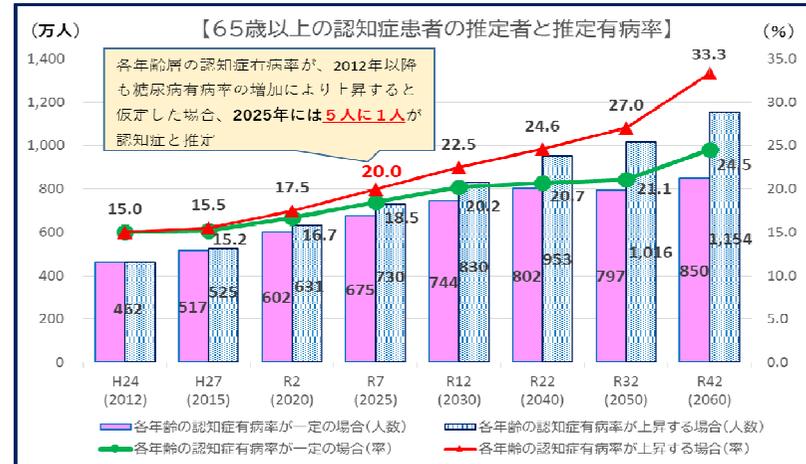
法律の概要

7つの基本理念 【第1章 第3条】

- ①本人の意向尊重
- ②国民の理解による共生社会の実現
- ③社会活動参加の機会確保
- ④切れ目ない保健医療・福祉サービスの提供
- ⑤本人家族等への支援
- ⑥予防・リハビリテーション等の研究開発推進
- ⑦関連分野の総合的な取り組み

認知症施策推進基本計画等【第2章 第11～13条】

- ・国の「基本計画」策定義務
 - ・都道府県、市町村の「推進計画」策定努力義務
- ※当事者、家族等から意見を聴取すること。
地域福祉計画、介護保険事業計画等との調和を図ること。



資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）より内閣府作成

基本的施策 【第3章 第14～25条】

- ①国民の理解の増進等（認知症に関する教育の推進等）
 - ②バリアフリー化の推進（交通手段の確保、利用しやすい製品・サービスの開発等）
 - ③社会参加の機会の確保等（雇用の継続、円滑な就職等）
 - ④意思決定支援及び権利利益保護（情報提供、啓発等）
 - ⑤保健医療・福祉サービスの提供体制の整備等（専門的な医療機関の整備、医療・介護人材の確保等）
 - ⑥相談体制の整備等（各種相談体制の整備、家族等の交流活動への支援等）
 - ⑦研究等の推進等（認知症の予防・治療・介護方法等の研究、成果の活用等）
- その他、認知症の予防、調査の実施、多様な主体の連携 等